

新クリーンセンター建設に係る
新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託

仕様書

令和5年9月
奈良市

1. 業務目的

奈良市（以下「発注者」という。）では、新たなごみ処理施設（熱回収施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設）の整備を目指している。

本業務では、新ごみ処理施設の新たなPPP/PFI導入プロセスの検討としてPFI等導入可能性調査、施設整備基本計画策定等の情報整理を行うものであるとする。

なお、本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて行うものであることに留意すること。

2. 業務名称

新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等

3. 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月22日までとする。

4. 履行場所

奈良市内一円

5. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。（詳細は第2章に示すものとする）

- ・ PFI等導入可能性調査
- ・ 施設整備基本計画策定

6. 本仕様書の適用

本業務内容は、本仕様書に基づき履行するものであるが、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、発注者と協議・決定のうえ、受託者の責任において履行するものとする。

7. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等（最新版）で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。
なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 着手時

- ①業務着手届
- ②管理技術者、照査技術者及び担当技術者選任届並びに経歴書
- ③業務実施工程表
- ④業務実施計画書（業務内容、業務実施担当者一覧等を記載）

(2) 完了時

- ①業務完了届
- ②納品書
- ③請求書
- ④その他発注者が指示する書類

9. 業務の実施体制

- (1) 受託者は、将来の市民の負担を最小化するために、従来の官民連携手法に留まらない新たな官民連携手法を含めて検討を行うものであり、また、円滑に業務を遂行するために、以下のとおり、「管理技術者」、「照査技術者」、「担当技術者」の他、検討に必要とされる十分な経験を有する者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、発注者に届け出るものとし、受託者が直接雇用している者であることの確認できる書類（健康保険証等の写し）を提出しなければならない。また、管理技術者、照査技術者及び担当技

術者は兼ねることはできないものとする。

- (3) 管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者として、受注者と直接的な雇用関係にあり、コンセッションを含めたPPP/PFIの導入可能性の調査に関する業務における管理技術者としての実績を有する者でなければならない。
- (4) 照査技術者は、成果品の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行う者であり、コンセッションを含めたPPP/PFIの導入可能性の調査に関する業務での業務経験を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (5) 担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、本業務を行うための知識及び技術を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (6) 本業務では、コンセッションを含めたPPP/PFI導入可能性調査の実績を有する公認会計士を配置すること、かつ、弁護士から速やかな支援を受けることができる体制を構築すること。

10. 打合せ協議

受託者は、業務の円滑な実施のため、打合せ協議を業務着手時、中間時及び成果品納入時に行うことを原則とするが、必要があれば発注者と協議し、適宜開催するものとする。

11. 相談対応

受託者は、業務内容において、本市から当該検討内容についての助言が求められた場合、訪問又はWebによる会議方式の他に電話、電子メール等により速やかに対応すること。

12. 中立性の義務と秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、当事者以外の第三者に漏らしたり、当該以外の目的に使用したりしてはならない。また、中立性を保たなければならない。

13. 資料等の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集は、原則として受託者が行うものであるが、発注者が所有し、かつ業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成し、業務完了時に全て返納するものとする。

14. 関係機関等との協議

受託者は、本計画内容に関係する機関等との協議を必要とするとき、または発注者に協議を求められたときは誠意をもってこれにあたり、遅滞なく発注者に助言、報告するものとする。

15. 議事録の作成

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

16. 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が別途協議のうえ、決定するものとする。

17. 検査

受託者は、業務の完了に際し、発注者による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後において成果品内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

18. 成果品

- (1) PFI等導入可能性調査 A4版・・・・・・・・・・・・・・3部
- (2) 施設整備基本計画 A4版・・・・・・・・・・・・・・3部

- (3) 施設整備基本計画概要版 A4版又はA3版・・・・・・・・・・・・3枚
- (4) 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式
- (5) 打合せ議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式
- (6) 上記の電子データ(CD-R等)・・・・・・・・・・・・・・一式

19. 成果品及び資料等の帰属

本業務の過程で作成した成果品及び資料等については、すべて本市に帰属するものとし、受注者は、本市の承諾を得ないで業務の成果を他に公表、貸与または使用してはならない。

業務内容

第1節 PFI等導入可能性調査

本市では、本市所有の環境清美工場が、稼働開始から既に40年近く経過し、老朽化が進んでいるため、安定した稼働を続けることが難しい状況になっている。現施設の老朽化は、一刻の猶予もないほどの深刻さを増しており、今後の人口減少を念頭に段階的な広域化の可能性を残しつつ、本市単独で新クリーンセンターの早期整備に取り組む必要がある。

人口減少下において、莫大な修繕・更新費用を本市単独で負担していくためには、民間の資金・技術・ノウハウを最大限に活かした施設整備・運営計画が欠かせないと考えており、また、本市では新ごみ処理施設を核として、廃棄物の資源化を含めた資源・エネルギーの地域内循環を担う地域エネルギーセンターの構築を模索している。本検討では新ごみ処理施設の整備及び運営に関し、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用したPPP/PFI方式（民間のノウハウを最大限に活かすための従来の官民連携手法に留まらない新たな事業スキームの検討を含む）（以下、PFI方式等という。）の導入の可能性について、定量的・定性的な評価を行ったうえで、総合的な観点から最適な事業方式を選定することを目的とする。

本業務の内容は次のとおりとする。

1. 事業概要の整理

新ごみ処理施設における基本条件（施設の概要、立地条件、施設規模、処理対象ごみ量、計画ごみ質、公害防止基準、余熱利用計画、施設の整備内容等）を整理する。

また、整理した結果は、3. 市場調査での活用を想定しており、整理にあたっては、対外的に分かりやすい資料の作成に努めることとする。

2. 事業スキームの検討

(1) 事業方式等の整理

先行事例等を踏まえ、本事業で想定されるPFI方式等を整理し、本事業への適合性を検討する。特に、コンセッション等の先進的な経営体制を採用している官民連携事業の事例を調査し、その事業スキーム、経営改善効果、資金調達手法等について詳細に把握するとともに、当該調査結果をもとに、民間のノウハウを最大限に活かすための従来の官民連携手法に留まらない新たな事業スキームも含め検討すること。検討にあたっては、方式等毎に以下の項目について整理し、本市への適合性を検討すること。

- ① 事業方式の概要
- ② 公共と民間の業務範囲及びリスクの分担
- ③ 資金調達、設計、建設、運営（運転・維持管理）の業務主体と施設の所有権
- ④ 導入されている施設の整備事例（事業スキームや事業期間等含む）
- ⑤ 一般廃棄物処理施設における導入事例及び採用実績等
- ⑥ ⑤における余熱利用施設や付帯施設の事例

(2) 法的条件の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、PFI方式等で本事業を実施する場合の法的条件や留意事項を整理する。また、固定資産税や都市計画税等の税制度についてもPFI方式等を導入した場合における影響について整理する。

(3) 支援措置の検討

交付金、税制優遇及び金融上の支援措置等、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。なお、支援措置については、国等において適宜、検討されていることから最新の情報を反映すること。

3. 市場調査

民間事業者の参加意欲や本事業スキームの妥当性を把握するために、適切な選定基準を設定した上で、廃棄物処理PPP/PFI事業で代表企業等を務める企業より複数社を

選定し、書面及び口頭によるヒアリングを実施すること。

なお、ヒアリング候補先の決定にあたっては、事前に発注者と相談を行うこと。

4. 事業化シミュレーション

3の調査結果を踏まえた有効となる事業手法について、本市より提示する建設費・維持管理費情報を基に、本市の負担を比較するための長期事業収支シミュレーション（損益計算・キャッシュフロー計算）を行うこと。

5. 事業手法の評価

上記2から4の調査結果を踏まえ、定性的かつ定量的に総合評価を行い、新ごみ処理施設の整備に最適な事業手法を整理する。

評価した事業手法で実施する場合の事業スケジュールを整理するとともに、当該事業手法で実施する場合に想定される課題を抽出する。

6. 実施（基本）方針作成

前項までの検討で最適な事業手法と評価された手法における事業実施に係る実施方針（案）を検討・作成する。

第2節 施設整備基本計画策定

本計画は、奈良市が目指す施設の整備に向け、民間事業者からの事業提案を受けるための公表情報の整理のため、ごみ処理に係る基本事項に関する調査・分析を行い、最適な処理システムや施設整備の方法について、整理する。

1. 基本計画の目的等の整理

本計画の策定にあたり、これまでの背景や目的を整理する。

2. ごみ処理の現状及び課題の整理

本計画の前提となるごみ処理の現状及び課題を整理する。

ごみ排出量の推移、分別区分、ごみ処理の流れ、ごみ処理施設の概要及びごみ処理の課題等について整理する。

3. 施設整備に係る基本理念の整理

施設基本構想によって設定された施設整備に係る基本方針をもとに整理する。

4. 事業計画地の概要の整理

事業計画地の要件、位置、法規制状況、稼働開始時における搬出入道路等について整理する。

5. 施設基本条件の検討

焼却施設およびリサイクル施設の基本条件について下記のとおり設定する。

稼働開始年度、処理対象物、処理対象物の排出量の将来予測、施設規模及び計画ごみ質を設定する。また、焼却施設の系列数及び処理方式における評価を実施する。本計画施設における搬出入条件、搬出入道路及び台数について整理する。

なお、排出量予測及び計画ごみ質については「プラスチック資源循環促進法」施行に伴う、プラスチック類の取り扱い変更による処理量及びごみ質の变化の予測を含む。

6. 眺望・環境保全計画の検討

周辺環境との調和を図り、奈良らしい眺望・景観の保全等に配慮した計画について検討する。また、建設候補地周辺地域及び施設に十分に配慮した環境保全計画について、公害防止の観点から検討する。

7. 熱エネルギー回収・利用計画の検討

余熱利用方式の考え方を整理し、余熱の利用可能量の算定を行うとともに、発電可能量の試算を実施する。

8. 残渣処理計画の検討

残渣処理等の考え方を整理し、検討する。

9. 環境学習・啓発機能の検討

循環型社会の形成を目指し、環境学習・啓発機能について検討する。

10. 防災・減災計画

施設の強靱化のために配慮すべき事項を整理する。日常の安全管理及び発災時の対応並びに災害復旧時の防災拠点としての役割について検討する。

11. 災害廃棄物の把握

災害廃棄物の受入に必要な設備について検討する。

12. 施設計画

新クリーンセンターの施設計画は、処理フロー、主要設備構成等について検討する。

13. 土木基本計画

造成、外構等の計画を策定する。

14. 建築基本計画

整備コスト削減を目的とし、プラント設備の一部屋外設備について検討する。居室、息庇、デザイン等の計画を策定する。また、耐震基準も併せて検討する。

15. 施設配置計画・動線計画

施設運営時の利便性、災害時対応、都市計画要件を考慮し、全体施設配置計画及び動線計画を検討する。

16. 概算事業費及び財源構成

施設の管理・運営計画を検討する。

メーカーヒアリングを実施し、概算事業費の算定を行う。また、市負担額の軽減のため、本計画において活用することができる交付金、起債等について調査する。

17. 事業スケジュールの検討

本施設の稼働までにかかる事業スケジュールを策定する。

18. 施工計画

工事行程及び施設施工中の環境保全について、近隣の施設の状況等をふまえて検討する。また、工事用車両のアクセスルートについて検討する。

以上

委託契約書（案）

1 委託業務の 名称	新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等
2 契約期間	令和 5年10月10日から令和 6年 3月22日まで
3 履行期間	令和 5年10月10日から令和 6年 3月22日まで
4 委託料	金 〇〇〇 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇〇 円）
5 契約保証金	奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

上記の業務の委託について、委託者 奈良市を発注者とし、受託者 〇〇〇〇〇〇を受注者とし、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に、委託業務を別紙仕様書に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、委託業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（調査等）

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（器具材料の負担等）

第4条 受注者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせるのではない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、受注者は、当該第三者の委託業務の履行について一切の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

い。

（特許権等の使用）

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第8条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の期間満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第9条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（業務完了の報告及び確認等）

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

（委託料の支払）

第11条 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の違法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

（履行期間の延長）

第12条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務

を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞等)

第13条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金（次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。）を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

(委託業務の内容の変更等)

第14条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。

(2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に

- 該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (11) 委託業務の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。
- (12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。
- (15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなきとき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 委託業務の一部の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。
- (2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。
- (1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第17条 第16条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。
(受注者の催告による解除権)
- 第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(受注者の催告によらない解除権)
- 第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定により、中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第20条 第19条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。
(管轄裁判所)
- 第21条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
(協議)
- 第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元 庸

受注者

別記（契約第8条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第6条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により発注者に申請しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。
- 4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。
 - (1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。
 - (2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法
- 6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。
- 7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。
(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
 - (2) 個人情報を保管する場合は、施設が可能な保管庫又は施設若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。
 - (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
 - (4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破壊その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）

を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

- (8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。
- (9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報取り許（様式第9号）を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第7号）により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る調査の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告

書（様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連携、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時刻応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号（第3条関係）

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

以下のとおり報告します。

業務名	年 月 日		
契約年月日	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第2号 (第3条関係)

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地 (住所)

名称 (商号)

代表者名

連絡先 ()

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業務名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
(変更前) 作業責任者				年 月 日
(変更後) 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号 (第4条関係)

作業場所に関する報告書 (新規/変更)

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地 (住所)

名称 (商号)

代表者名

連絡先 ()

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
所在地	: (所在住所)
名称	: (ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	: (当該作業場所で行う作業の詳細)

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地	: (所在住所)
名称	: (ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	: (当該作業場所で行う作業の詳細)

変更する事項のみについて記入すること。

様式第4号（第7条関係）

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
 名称(商号)
 代表者名
 連絡先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地(住所) 名称(商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

様式第5号（第7条関係）

(記号) 第 号

年 月 日

再委託承認書

(受注者) 所在地(住所)
 名称(商号)
 代表者名
 連絡先

奈良市長

(公印省略)

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地(住所) 名称(商号) 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

様式第6号（第11条関係）

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報を預かりました。

業務名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> 外付けハードディスク <input type="checkbox"/> CD/DVD <input type="checkbox"/> その他（ ）
情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	（所在地） （名称・商号） （連絡先） （受領者氏名） （受領日） 年 月 日
預り期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
返却方法（予定）	

情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数値など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日
-------	-------

受領者	
-----	--

様式第7号（第12条関係）

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

様式第8号（第15条関係）

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地 (住所)

名称 (商号)

代表者名

連絡先 ()

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報 (前回報告: 年 月 日) 発覚日: 年 月 日 発生日: 年 月 日
②事案の概要 (発覚日、発生日及び発覚に至る経緯を必ず記載すること。)	
③発生事実	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 改ざん <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	() 人 (発覚した時点で把握した概数を記載すること。)
⑥発生原因	
⑦二次被害 (そのおそれを含む。)の有無 (被害がある場合は、その内容)	

⑧公表 (予定)	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり (予定も含む。) 公表 (予定) 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 (事案の公表において「あり (予定も含む。)」を選択した場合のみ記載すること。) <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑨本人への対応等 (連絡の有無及び対応内容を必ず記載すること。)	
⑩再発防止策等	
⑪その他	

前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引くこと。